茨城県民の日　11月13日（月）

１号認定児は休園日です。

※緊急時はお預かりできる体制でいますので園まで
ご相談ください。

２号・3号認定児は通常保育です。

欠席する場合はパステルよりご連絡ください。

茨城県の誕生

1871(明治4)年7月に廃藩置県が行われ、全国に3府302県が設置されました。同じ年の11月に大規模な統廃合があり、茨城県、新治県、印旛県が生まれました。その後、新治県、印旛県との統廃合を経て、1875(明治8)年5月に、ほぼ今の茨城県の形となりました。

県民の日について

「県民の日」は、郷土の歴史を知り、自治の意識を高め、**私たちのより豊かな生活と県の躍進を願う日**として、1968(昭和43)年に、県の条例により定められました。1871(明治4)年11月13日に、初めて「茨城県」という県名が用いられたことにちなみ、**11月13日を「県民の日」**としています。

※茨城県民の日は県内外での施設で

無料、又は割引制度がありますので、

興味のある方は下記をご確認ください。

茨城県民の日のレジャー施設割引はこちら

https://ibarakiguide.jp/site/matome/ibaraki-day.html

茨城観光キャンペーン推進協議会ホームページ